平成２２年（フ）第９１５号
広島市西区観音新町１丁目30番２―501号
債務者　石田多香子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６５号
広島市佐伯区湯来町大字麦谷2306番地３
債務者　村上　寿香
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７０号
広島市佐伯区五日市中央５丁目13番35―103号
債務者　大木政子こと　車　　貞玉
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０５号
広島市安佐北区真亀５丁目27番40―203号
債務者　中川　竜司
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４０号
広島県大竹市南栄３丁目３番31号
債務者　上山　尊綱
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４１号
広島県廿日市市丸石４丁目１番39号
債務者　上山真由美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５２号
広島市安佐北区可部７丁目10番24―203号
債務者　北川　美加
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９２号
広島市南区向洋新町３丁目19番42―４号
債務者　田原　和男
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９３号
広島市南区向洋新町３丁目19番42―４号
債務者　田原　蔦子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３９号
広島市中区千田町１丁目３番11号
債務者　和泉イチコ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６号
山口県下関市豊浦町大字小串５番地１　市営石堂住宅
債務者　山本　洋二
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
山口県下関市豊浦町大字小串５番地１　市営石堂住宅
債務者　山本　砂織
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
愛媛県伊予郡松前町大字神崎22番地の２
債務者　髙石　淑子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４１２号
愛媛県松山市枝松１丁目８番28号　美宝ハイツ107号
債務者　髙石　秀美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
福岡県久留米市三潴町田川1566番地８
債務者　古賀　政男
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８３号
福岡県久留米市津福本町225番地１　メゾンドパラージュ608号、前住所福岡県久留米市小頭町124番地
債務者　森下　　猛
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２９２号
福岡県久留米市津福本町1529番地　林コーポＢ―101号、前住所福岡県久留米市荒木町荒木3689番地１
債務者　山口　利枝
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県三潴郡大木町大字大角189番地
債務者　山口　　臣
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係